

平成26年5月20日

受益者の皆さまへ

みずほ投信投資顧問株式会社

「新興国高金利通貨ファンド（毎月決算型）」の信託約款変更(予定)のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社では追加型証券投資信託「新興国高金利通貨ファンド（毎月決算型）」(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、下記のとおり信託約款の変更を予定しておりますことをご案内申し上げます。

受益者の皆さまにおかれましては、本書および別添の「書面決議参考書類」をご確認いただき、今般の信託約款変更につき、何卒ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 信託約款変更の内容について

当ファンドの信託約款の規定には、当初設定日から3年経過の日以降に、ファンドの受益権口数が20営業日連続して30億口を下回った場合には、信託契約を解約し、信託を終了(以下「繰上償還」といいます。)する規定(以下「自動繰上償還条項」といいます。)がありますが、この規定を撤廃し、受益権口数が20億口を下回った場合には、繰上償還することができる規定(以下「任意繰上償還条項」といいます。)とする信託約款の変更を行います。

変更後（任意繰上償還条項）	変更前（自動繰上償還条項）
ファンドの受益権口数が20億口を下回った場合には、事前に受益者の意向を確認したうえで、繰上償還することができます。	ファンドの受益権口数が20営業日連続して30億口を下回った場合には、事前に受益者の意向を確認することなく、繰上償還します。

なお、信託約款の詳細な変更内容(新旧対照表)は、添付の「書面決議参考書類」にてご案内申し上げます。

2. 信託約款変更を行う理由について

当ファンドは、ゴールドマン・サックス・インターナショナルが発行するユーロ円建て債券への投資を通じて、新興国の高金利通貨(5通貨)に実質的に投資を行うファンドとして、平成20年1月31日に設定されました。当ファンドの信託約款には、ファンド管理・運営等の観点からファンドの資産規模を一定水準以上とするため、前述のとおり自動繰上償還条項が設けられております。当ファンドは設定以降、資産規模を順調に拡大し、平成22年にはファンドの純資産総額は100億円を超える規模になりましたが、その後、資産規模は減少傾向となり、平成26年4月23日現在、ファンドの純資産総額は約19億円、受益権口数は約33億口に減少いたしました。このため、このような状況が続きますと、平成26年中にも自動繰上償還条項に抵触する可能性が高まっております。

そこで弊社では、最近の基準価額の水準等を勘案のうえ、一定の条件で自動的に繰上償還されることより、ファンドが安定的に運用できる資産規模であることなどを確認しながら、運用を継続することが可能な商品性に変更することが、受益者の皆さまのため有利であると判断し、自動繰上償還条項の規定を撤廃し、任意繰上償還条項にすべきと判断いたしました。

3. 信託約款変更の日程について

- | | | | |
|------------------|-------|---------------------|-----------|
| ① 書面決議の対象受益者の確定日 | 平成26年 | 5月20日(火) | |
| ② 書面による議決権の行使の期限 | 平成26年 | 6月16日(月)まで | |
| ③ 書面決議の日 | 平成26年 | 6月17日(火) | |
| ④ 反対受益者の買取請求期間 | 平成26年 | 6月18日(水)から
平成26年 | 7月7日(月)まで |
| ⑤ 約款変更適用日 | 平成26年 | 7月9日(水) | |

4. 書面による議決権の行使の方法について

受益者の皆さまは、書面により議決権を行使することにより、当ファンドの信託約款変更に対する賛否の意思表示を行うことができます。

議決権を行使する場合は、みずほ投信投資顧問株式会社の下記①にてご案内の宛先に、同封の「議決権行使書面」に下記②の内容をご記入のうえ、同封の返信用封筒に封入し、ご郵送いただきますようお願い申し上げます。議決権行使書面は、平成26年6月16日までに到着した分を、有効とさせていただきます。

また、書面決議において議決権を行使しない場合（議決権行使書面をご郵送されない場合）は、当ファンドの信託約款変更について、賛成いただけるものとしてお取り扱いさせていただきます。したがって、賛成いただける場合には特段のお手続きをとっていただく必要はありません。

書面による議決権の行使については、平成26年5月20日現在の受益者の皆さまを対象としております。平成26年5月21日以降の受益権口数（平成26年5月19日以降に取得申込みをされた受益権口数）は本件の対象とはなりませんので、ご了承ください。

- ① 宛先（同封の返信用封筒をそのままご使用ください）

〒108-6311 東京都港区三田 3-5-27 みずほ投信投資顧問株式会社 書面決議受付係

- ② ご記入またはご確認いただく内容

a. 記入日	b. 賛成・反対の別（○印で表示）	c. 電話番号（日中連絡先）
d. 住所		

- ※ 「議決権行使書面」にあらかじめ記載してあります「氏名又は法人名」、「保有受益権口数」、「取扱販売会社」を、予めご確認いただきますよう、お願い申し上げます。
- ※ 複数回議決権を行使された場合（議決権行使書面を複数回送付された場合）は、最後の行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- ※ 賛成・反対の表示がない議決権行使書面を送付いただいた場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- ※ 複数の販売会社で当ファンドを保有の方は、それぞれの販売会社より書面が送付されます。
- ※ 議決権行使書面にご記入いただく上記の内容に不備等がある場合には、議決権の行使ができなくなる場合がありますのでご留意ください。
- ※ 議決権の行使をされた受益者の方に関しては、受益者の情報を取扱販売会社とみずほ投信投資顧問株式会社との間で共有することにご同意いただいたものとさせていただきます。なお、ご返信いただきました議決権行使書面の内容の確認のため、取扱販売会社またはみずほ投信投資顧問株式会社よりお電話を差し上げる場合がありますのでご了承ください。

③ 書面による議決権の行使期限

平成26年6月16日（月）到着分まで

5. 信託約款変更の実施の判定について

【信託約款変更を行う場合】

書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上でかつ、当該受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。この場合、平成26年6月24日に信託約款変更の届出を行い、平成26年7月9日より信託約款変更の内容を適用いたします。

【信託約款変更を行わない場合】

書面決議において否決された場合には、信託約款変更は行いません。この場合、信託約款変更を行わない旨を、速やかに受益者の皆さまにお知らせいたします。

※ 書面決議の結果は、平成26年6月17日（書面決議の日）以降、みずほ投信投資顧問株式会社のホームページ (<http://www.mizuho-am.co.jp/>) および本書末尾に記載の、みずほ投信投資顧問株式会社の照会先にてご確認いただけます。

6. 反対受益者の買取請求の内容および手続きについて

信託約款を変更することとなった場合、書面決議において反対の意思表示を行った受益者の方は、平成26年6月18日から平成26年7月7日までの期間において、自己に帰属する受益権を、当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社が受益者の方からの買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た額）を控除した価額）で、当ファンドを購入された販売会社のお取引店等を通じて受託会社に対し、受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます（注）。なお、個人の受益者の方は買い取りによる譲渡益に、法人の受益者の方は買取時の個別元本超過額に対して課税されます。（税法が改正された場合には、取扱いが変更になることがあります。）

（注）受託会社が受益権を買い取る手続きとなるため、買取代金は、受託会社が指定の銀行口座に振り込みますが、買取代金より受託会社からの買取計算書の郵送料（簡易書留）および買取代金の振込手数料（税込み）が差し引かれます。また、買取代金の支払いに際して、通常の方法（一部解約）によるご換金よりも日数を要する場合があります。

※ 書面決議において反対の意思表示を行った受益者の方には、みずほ投信投資顧問株式会社より「買取請求のお知らせ」を直接ご送付させていただきます。

なお、反対の意思表示を行った受益者の皆さまが、必ず買取請求を行わなければならないわけではありません。書面決議における意思表示にかかわらず、通常通り一部解約の実行の請求によりご換金いただくことができます。

ご不明な点がございましたら、下記のみずほ投信投資顧問株式会社の照会先までお問い合わせください。

みずほ投信投資顧問株式会社

〔電話番号〕 0120-324-431

※受付時間：営業日の午前9時～午後5時

〔ホームページアドレス〕 <http://www.mizuho-am.co.jp/>

以上